

第27回 定例農業委員会総会議事録 (第22期)

1 日 時 平成28年9月26日(月) 9時30分～10時59分

2 場 所 阿久根市役所 第1会議室

3 出席委員(12人出席)

① 新穂 敏憲 ② 坂口 輝美 ③ 冨永 勝志 ④ 石原 千代年
⑤ 堂後 善人 ⑥ 尻無濱 俊幸 ⑦ 高原 熊夫 ⑧ 平田 修二
⑨ 京田 提樹 ⑩ 松下 輝男 ⑪ 石坂 務 ⑫ 田嶋 輝男

4 欠席委員等(早退・遅刻等)

なし

5 議事日程

諮問第 5号 農業経営改善計画書の認定に係る意見について
議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第43号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第45号 非農地証明願いについて
議案第46号 農用地利用集積計画について
その他(報告等)・・・なし

6 農業委員会事務局等出席職員

○ 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)
新坂 謙二 (次長兼管理係長)
上脇 重樹 (管理係)
榎木 海斗 (管理係)

濱崎 春香 (管理係)

○ 農政課 野中 義昭 (農政管理係)

議長 (田嶋 輝男)

それでは定刻になりましたので、ただ今から第27回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1 議事録署名委員の指名であります。議長において、9番 京田 提樹委員、10番 松下 輝男委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、第27回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3 諸報告であります。9月5日には、鹿児島県農業会議の9月定例常設審議委員会に出席いたしました。

9月16日には、阿久根市農業者年金受給者協議会第35回定期総会へ出席いたしました。

私からは以上であります。皆さん方からありましたら、その他のところでお願いをいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4 諮問第5号

農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。

それでは農政課の説明を求めます。

農政課 (野中 義昭)

おはようございます。

今回、新規1件、更新12件の農業経営改善計画の認定申請があり、第3者機関の意見聴取のため、農業委員会に対し、認定農業者の認定に係る諮問をお願いするものです。

認定要件としましては、農業経営基盤強化促進法 第12条第4項に基づき、①阿久根市の基本構想 ②農用地の効率的な利用 ③経営改善計画の達成見込み、並びに農林水産省経営局長通知の認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインに基づいて判断するよう通知されているところです。

なお、年齢制限等については、画一的に適用せず、市町村の独自基準により弾力的に運用するものです。

また、去る9月9日に行いました関係機関・団体による農業経営改善計画認定審査会において審査を行い、認定することは適当であるという意見に達したところです。

それでは、資料の説明をいたします。

(諮問資料にて説明)

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

農政課の説明が終わりました。

これより質疑を許します。
質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
農政課の説明は、認定しようとするものであります。
諮問のとおり、認定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、本件の認定については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
日程第5 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について
を議題といたします。
事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)
それでは、議案第41号についてご説明いたします。
議案書の3ページをご覧ください。
農地法第3条の申請は4件であり、所有権移転が3件、賃借権設定が1件であります。
なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

また、9月15日に3番委員及び5番委員と事務局で「現地調査」並びに「聞き取り調査」を実施いたしました。

それでは、ご説明させていただきます。

整理番号1 所有権移転について、地図は、1ページであります。

申請地は、耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇区にお住いの「〇〇〇」さんであります。

〇さんは、現在、水稻・甘藷の生産を行い、年間150日程度、農業に従事されております。

申請地は、甘藷及び筍を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。

次に、整理番号2 所有権移転について、地図は、2ページから4ページであります。

申請地は、耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇区にお住いの「〇〇〇〇」さんであります。

〇〇さんは、現在、季節野菜及び水稻の生産を行い、年間100日程度、農業に従事されております。

申請地は、季節野菜・ボンタンを生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。

次に、整理番号3 所有権移転について、地図は、5ページであります。

申請地は、不耕作地でありましたが、以前、申請地周囲の3条許可済み地（6町歩）を雑草木の除草等を行うため、重機を入れようと試みたが、申請地にたどり着くまでの道路が雑木等により狭く進んでいけないため、現在業者に依頼し道路脇の雑木を取り除いている段階であるとのことでした。今年の10月頃にはこれまで3条で許可を得た農地及び今回の申請地の除草等を行える予定であることから、今後十分な有効利用が図られると想定される農地でありました。

申請人は、〇〇町にお住いの「〇〇〇〇」さんであります。

〇〇さんは、現在、水稻・甘藷の生産を行い、年間250日程度、農業

に従事されております。

申請地は、甘藷を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われま

次に、整理番号4 賃借権設定について、地図は、6 ページであります。申請地は、現在、不耕作地であります。農政課の耕作放棄地解消事業を利用し開墾が行われることから、今後十分な有効利用が図られると想定される農地でありました。

申請人は、〇〇区にお住いの「〇〇〇〇」さんであります。

〇〇さんは、現在、水稻の生産を行い、年間150日程度、農業に従事されております。(契約期間は5年間)

申請地は、ヒサカキを生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われま

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

3番委員 (冨永 委員)

それでは、農地法第3条の許可申請につきまして、ご報告いたします。

9月15日に「5番委員」及び「事務局職員」と『現地調査』並びに『聞き取り調査』をいたしました。

申請地は、〇〇さん及び〇〇さんの申請地以外、耕作可能な農地でありました。

〇〇さんの申請地につきましては、現況原野状態となっておりましたが、これから開墾を行い、耕作を行っていくとのことであり、耕作可能な農地であると判断いたしました。

〇〇さんの申請地につきましては、荒地となっておりましたが、準備が整い次第、甘藷の作付を始める予定であり、耕作可能な農地であると判断いたし

ました。

また、申請人につきましても、農機具の所有や就労日数・耕作面積など問題なく、営農に意欲的でありました。

申請地も必ず耕作することのことで、周辺への影響も無く、許可相当であると調査して参りました。以上で報告を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

議長 （田嶋 輝男）

前回、質疑があった案件も含まれていますが、そこは、現実として何も作っていないとはどう言うことですか。

3番委員 （富永 委員）

荒れ地になっています。そこに行くまでの道路が、重機を運ぶのに山の木がかぶっていて、それを切るのに100万円程度かかるとの事でした。それを切ってしまうてから、10月にはなんとか、重機を入れると本人も話されていきました。兎に角、重機を入れて作付の準備に入ることでした。

議長 （田嶋 輝男）

現地の上の方も、申請者の所有になっていますが、そこはどうですか。

3番委員 （富永 委員）

何もまだ手は付けてありません。

8番委員 （平田 委員）

本人が、するということなので良いのではないですか。農業委員会とし

てしっかり対応することが必要なことだと考える。

議長 (田嶋 輝男)

耕作をするというのが条件ですが、事務局は対応していますか。

事務局 (濱崎 春香)

前回の総会でこういった審議があったので、事務局からもちやんと耕作してくださいと言う通知は出しています。

議長 (田嶋 輝男)

そういうことだそうです。

4番委員 (石原 委員)

〇〇集落と〇〇集落の方は、〇〇〇〇〇を飼うのであれば、許可しないで下さいと断られた経緯もあります。

議長 (田嶋 輝男)

ここから、協議会にします。

(~ 協 議 ~) 9 : 5 8 ~ 1 0 : 0 0

議長 (田嶋 輝男)

それでは、本会議に戻します。

委員会としては、文書をつけて許可することよろしいでしょうか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ほかに、質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第6 議案第42号農地法第4条の規定による許可申請について
を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (上脇 重樹)

議案第42号について、説明いたします。

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、1件です。

9月15日、3番委員及び5番委員並びに事務局職員で申請人への聞き取り及び現地調査を行いました。

本件は、駐車場への転用です。

地図7ページをご覧ください。

申請地の位置は、〇〇公民館東へ約200メートル、〇〇〇〇〇〇の店舗敷地に隣接しています。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地に該当します。

申請人は、〇〇区に居住し、農業兼〇〇〇小売業を営む〇〇〇〇さんです。

〇〇さんは、現在、申請地の隣接地に設置された店舗で営業されていますが、来客用の駐車場が不足していることから、既存の店舗駐車場から乗り入れできる駐車場を整備するため、本件を申請されました。

申請地は、登記記録上の地目は田ですが、畑として盛土され隣接する店舗駐車場とほぼ平坦な状態となっておりました。

なお、現地は、既に碎石が敷設され敷地の外周部にはコンクリート製排水路が設置されています。

〇〇さんは、申請地の転用許可が不要であると錯誤し、許可を得ないまま本年8月に工事されました。

申請書には、このことについての始末書が添付されています。申請地から流出する水は雨水のみであり、今回設置された排水路により国道内の側溝へ流下されます。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

5番委員 (堂後 委員)

それでは、農地法第4条第1項の規定による許可申請について報告します。

9月15日、3番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

申請地は、北側及び東側は店舗敷地となっている宅地、南側は山林、西側は国道3号に面しておりました。

現地は、すでに許可申請の目的である駐車場に供されておりました。申請地に接続している農地はなく、近くの農地は申請地より高い位置にあります。流水も排水施設が設置されています。

よって、近隣農地への悪影響はないと思われまます。

また、本件は、隣接宅地に設置されている店舗、駐車場の拡張であり、第

2種農地の不許可の例外である既存施設の拡張に該当します。

なお、既に工事が行われておりますが、許可なく転用したことについては、始末書が添付されております。

したがいまして、許可相当であると考えます。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

10番委員 (松下 委員)

協議会にしてください。

議長 (田嶋 輝男)

ここから、協議会にします。

(～協 議～) 10:05～10:07

議長 (田嶋 輝男)

それでは、本会議に戻します。

ほかに、質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。

調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第7 議案第43号

農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたしますが、関連がありますので日程第8議案第44号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号1についてを一括して議題とします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (上脇 重樹)

議案第43号及び議案第44号のうち整理番号1について、説明いたします。

農地転用許可後の事業計画変更承認申請は、1件です。また、農地法第5条第1項の許可申請は2件であり、そのうちの1件整理番号1は農地転用許可後の事業計画変更承認申請に伴うものです。

本件は、農地法第5条の許可を受けた事件について、事業内容を変更し、また、事業承継を行うものであります。この変更承認申請は、同時に農地法第5条第1項の規定による許可申請を行うこととなっており、内容が重複しますので、一括して説明いたします。

9月15日、3番委員及び5番委員並びに事務局職員で申請人への聞き取り及び現地調査を行いました。

本件は、平成24年3月26日付けで農地法第5条の許可を受けた建売住宅目的の所有権移転の事件について、目的の変更を伴う所有権移転による事業承継です。

地図8ページをご覧ください。

申請地の位置は、〇〇〇公民館から北西へ約280メートルのところ
です。

申請地は、平成〇〇年〇月に換地処分が行われた土地改良事業の施行区域内にありますが、当該土地改良事業により非農用地区域とされ農振農用地区域外となっている区域内にあります。

また、肥薩おれんじ鉄道〇〇〇駅から300メートル以内にあります。したがって、第3種農地に該当します。

ただし、当該非農用地区域はその土地改良事業の事業計画により担い手農業者、後継者等の住宅用地として設定されております。

当初の許可においては、株式会社〇〇〇が譲受人として建売住宅を建築する計画となっております。

当初の許可後、土地の所有権登記名義人は株式会社〇〇〇へ移転されたものの、株式会社〇〇〇の経営上の都合により転用目的の着手ができないまま現在に至っております。

このたびの変更する事業計画では、申請地に〇〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇さんが事業承継者として一般住宅を建築するため、事業の目的を建売住宅から一般住宅へ変更し、所有権を株式会社〇〇〇からお二人の〇〇〇さんへ移転することとなっております。

お二人の〇〇〇さんは、夫婦です。〇〇〇さんは、現在、借家に居住されておりますが、両親及び祖父母の農業後継者となるため、農地の近くであり出身地である申請地に自己居住用の一般住宅を建築されます。

申請地は、現状で宅地に転用可能であり、平家建の建物が建築されます。建物の排水は、合併浄化槽により処理され、申請地内の雨水と共に隣接する農道の側溝へ流下されます。

なお、申請地については、農地法上は第3種農地であるため転用は原則許可として取り扱われますが、土地改良法上は土地改良事業計画に基づく用途とされているため、目的は担い手農業者、農業後継者の住宅用地にすることが求められています。

転用許可申請における土地改良法上の制限に関する確認については、原則として土地改良区からの意見書により判断することとなっておりますが、当該土地改良事業においては土地改良区が設立されていないことから、土地改良事業の施行者である市から意見書を徴して確認することとしており

ます。

本件は、〇〇〇さんが農業後継者であること、転用目的は土地改良事業計画に沿ったものであること、転用目的のために農道及び農道側溝を使用することについてこれを肯定する阿久根市の意見書が申請書に添付されています。以上で説明を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

5番委員 （堂後 委員）

それでは、農地転用許可後の事業計画変更承認及びこれに関連する農地法第5条第1項の規定による許可の申請について報告します。

9月15日、3番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

申請地は、北側及び西側は農道、東側及び南側は畑に面しておりました。

申請地に計画される建物は、平家建てで境界線から一定程度離して設置されます。また、排水についても合併浄化槽で処理した後、公共の水路へ流下される計画となっております。

よって、近隣農地への悪影響はないと思われまます。

申請人に聞取りしたところ、株式会社〇〇〇が転用目的の着手ができないことについては、やむを得ないものと考えます。

また、〇〇〇さんは農業後継者であることを確認いたしましたので、申請地の転用後の用途は農業後継者の住宅用地であり土地改良事業計画にのっとったものです。

したがって、農地転用許可後の事業計画変更の承認及び農地法第5条の許可は相当であると考えます。

議長 （田嶋 輝男）

調査員の報告が終わりました。ここで事務局より説明がありますので、協議会に入ります。

(～協 議～) 10 : 15 ~ 10 : 25

議長 (田嶋 輝男)
それでは、本会議に戻します。
これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)
質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件についての調査員の報告は、事業計画の変更承認及び農地法第5条の許可は相当であります。
調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、本件については事業計画の変更承認及び農地法第5条の許可相当の意見を付し、県に進達することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第8 議案第44号農地法第5条の規定による許可申請について
を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 （上脇 重樹）

議案第44号のうち整理番号2について、説明いたします。

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、2件ですが、そのうち1件は前の議案と一括して審議していただきましたので、残りの1件について御説明いたします。

9月15日、3番委員及び5番委員並びに事務局職員で申請人への聞き取り及び現地調査を行いました。

それでは御説明いたします。

本件は、一般住宅への転用を目的とする所有権移転です。

地図9ページをご覧ください。

申請地の位置は、市役所から南へ約800メートルのところですよ。

申請地は、○土地区画整理事業の区域内にあり、第1種中高層住居専用地域となっている用途地域内にある農地であり、第3種農地に該当します。

申請譲受人は、○○区に居住されている○○○○さんです。

○○さんは、現在居住されている自己所有の住宅が建築基準法上既存不適格住宅であることから、がけ地等危険住宅移転事業により移転先として自己居住用の一般住宅を建築するため、本件を申請されました。

申請地は、平坦な状態であることから、軽微な整地を行い、平家建の住宅を建築されます。

申請地からの流水は、生活排水は合併浄化槽で処理後、市道側溝に流下されます。以上で説明を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

5番委員 （堂後 委員）

それでは、農地法第5条第1項の規定による許可申請のうち整理番号2について報告します。

9月15日、3番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

申請地は、北側及び西側は市道、東側は宅地、南側は畑に面しております。

計画されている建物は、境界線から一定程度離して設置されるため、周辺農地への悪影響もないと思われま

すが、申請地は、第3種農地であり、〇土地区画整地事業区域内であることから、許可相当であると考えます。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。

調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第9 議案第45号 非農地証明願いについてを議題といたします。

本件については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

また、事務局職員でも再調査をいたしております。

従って、本件については荒廃農地の発生・解消状況に関する現地調査で判定されたとおり、非農地とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

日程第10議案第46号農用地利用集積計画についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

それでは、平成28年農用地利用集積計画書第9号について提案いたします。この議案書の公告年月日は平成28年10月3日となります。

(議案資料にて説明)

以上、農地銀行活動調査票及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。なお、議案第46号平成28年農用地利用集積計画書第9号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)
質疑ありませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
以上で提案された議案は全て終了いたしました。
それでは、その他に皆さんの方から報告などがありましたらお願いいたします。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
事務局からは、ありませんか。

事務局 (新坂 謙二)
それでは、事務局から「農地法事務の県からの権限移譲」について、説明

を行い、協議していただきたいと思います。

この件に関しましては、昨年8月の総会でご審議いただき、3年後を目途に権限移譲を受けるということになっておりましたが、本年6月8日付けの農村振興課長より「農地転用の許可等」の事務につきまして、重点推進項目として、積極的に権限移譲を推進するという通知があったことに加え、市長部局からも、移譲を受けることについて申し入れがなされていることから、今回協議していただくことになったものであります。

つきましては、お手元の「農地法事務の権限移譲について」と題した資料を、ご覧いただきたいと思います。前年度の説明資料と大きな差はございませんが、確認のため、簡単に説明します。

まず1ページ目の「農地法に関する事務の権限移譲について（概要）」をご覧いただきたいと思います。

この「農地法に関する事務の権限移譲」につきましては、県が権限移譲プログラムに基づき、市町村に関係する事務の権限移譲について、推進しているものでございます。

項目2の「権限移譲事務の内容」につきましては、単位事務での(1)～(12)の項目が権限移譲を受けると回答した場合には移譲されることとなり、この中での主要事務としまして、農地転用事務での第4条・第5条関係事務、そして、違反転用に対する処分事務でございまして。

項目3の「市町村への権限移譲の状況」につきましては、県は平成18年度から各市町村と協議を行い、権限移譲を実施して来ております。平成27年4月現在で県下43市町村のうち、約半数の20市町村が権限移譲を受けており、市では19市のうち、11市が受けているところであります。

このような状況で、8月1日に、県から農地法事務の権限移譲の個別協議依頼があり、阿久根市からは、谷口局長と私、転用事務担当の上脇主査の3名、また、中種子町農業委員会からもみえていましたので一緒に、県

農村振興課の説明を受けました。（先日、電話で確認したところ、中種子町は来年度から受ける決定をしたと言う事でした。）

この権限移譲での効果・メリットにつきましては、項目4の「権限移譲の効果」に記載してありますように、1点目が申請から許可までの期間の大幅短縮。2点目に許可事務の簡素化。3点目に、農地転用相談対応の迅速化、4点目に違反転用対応の迅速化とされています。

次に項目5の「留意点」，「気をつける点」としまして、権限移譲を受ける農業委員会としてはこの点が重要になってくると思いますが、これまで農業委員会と県とで行われていた2重の書類審査が農業委員会だけの1回となり、2重チェックが行われなくなります。

次に「農地転用許可に係る権限移譲後の事務処理期間短縮効果の表」が載せてありますが、お目通し願います。

項目6の「権限移譲に対する県からの交付金」につきましては、総務課の資料によりますと、県が阿久根市の平成27年度の地方交付税算出根拠に基づきこの交付金を試算したところ、261,000円となる見込みであります。

次の3ページ目になりますが「28年度からの事務処理の流れ（4条5条共通）であります。お目通しください。

なお、昨年度までの説明で未定であった、県ネットワーク機構と農業委員会との意見聴取の部分につきましては、すでに必須要件となっております。

次の4ページ以降は、参考にして下さい。

最後のページになりますが、権限移譲のスケジュールとしまして、9月下旬に受け入れをするのか、回答をすることとなっております。

つきましては、本日は、来年（平成29年）4月からの「農地法事務の権限移譲」の取り扱いについて、ご協議していただきたく提案いたします。どうかよろしく願いします。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。皆様から、何かありますか。

局長 （谷口 義美）

補足して説明をさしていただきたいと思います。昨年の8月26日の総会において、この権限移譲については、農業委員の皆様の御意見も頂きました。事務局職員はもとより、農業委員の皆様も一緒になって、レベルを上げると言う事で、3年後位を目途に考えることとし、平成28年4月からの移譲は待っていただきたいとなりました。実はあの時、私の考えていましたのは、今年4月の時点ですが、この時の人員配置・人事異動についてでありました。職員のうち一人は、定年退職が決まっていた。また、事務局の要である次長につきましても、異動の可能性があるともありましたし、さらに他の2人の職員も経験年数とか人事異動も場合によってはと言う事もございまして、専門的知識と能力を持った職員の配置をしていただくとともに育てるべきである。スキルアップを図る必要があるということで、人事異動でどのような職員が配置されるのか、不透明な状況でございました。到底あの時期には、権限移譲を受けられる状況ではなかったというのが事実でございます。

しかしながら今回の人事異動によりまして、良い職員の配置を頂きましたので、ここは可能になってきたのかと感じています。

2つ目は、県内19市のうち、11市が権限移譲を受けている。まして隣の長島町も平成20年度から、受け入れられていることもございまして、以上のことから、人員配置とか、長島での処理件数も確認し、大きな差は無いことから、以上の観点から、皆様に審議いただき、来年4月から権限移譲を受けると考えるところであります。

議長 （田嶋 輝男）

局長の方からも説明がありましたが、権限移譲につきまして、皆様から何かありませんか。

9番委員（京田 委員）

一点、お伺いしたいのですが、権限移譲された状態、結局、阿久根市で県に出せる決定ができる案件が増える状況の中で、そういったときに、スキルアップと言うか法令順守ところで、県に会長が行かれた時に、阿久根市の案件で差し戻しとか不備があるとか、そのへんの状況と言うのは、今の職員も含めての、レベルで対応はできるものなのか、どうなのかを紹介をしていただきたい。

局長（谷口 義美）

ただいまの質問については、確かに我々としましても、なかなか勉強不足のところがございます。実際問題として、農業委員会内におられる農業専門指導員の指導を頂きながら、業務にあたっているのも事実でございます。今般、県の説明会において、県の振興課の方からは難しい案件であったり、疑問がある案件については、相談をください。そういった中で、県内の事例あるいは全国的な事例等、農政局等に問い合わせながら、法的にどうなるんだと言う事も含めて、指導助言をやっていくことでございましたので、申し添えたいと思います。以上です。

議長（田嶋 輝男）

私が、常設審議委員会に毎月、行っておりますけれど、難しい案件も上がってくるのは事実です。なおかつ追認という件も多くあります。毎月、4、50件程度上がってきますけど、追認と言うのが、結構あり、中には7、8件と言う事もありまして、それを考えた時に、農業委員の方が掘り起こして、現地調査なり、その場に居合わせて、ここは転用が必要だと、出てくるのでしょうが、今の人員配置では、局長も言われた通り、厳しくなってくると思います。局長が言ったように今は、農業専門指導員が2人いますが、そちらの力を借りながら、事務局の職員は、一生懸命やってくれてはおりますけれど、今のそのままの配置、また、今までの過去の異動の状況から見れば、全責任が農業委員会へ来ることになるので、

県が許可したのだと言う訳にいきませんので、私の責任を含めて、責任は重大だと思えます。皆さんも委員として、勉強もしなければならぬだろう事務局も含めてですねレベルアップ・スキルアップをしていくという現状ですね。県の方としても、指導はしてくれると言う事ですが、それも含めて農業会議の方も詳しい指導をしてくれると思えますので、そう心配しなくてよいとは思いますが、今の人員配置でどうなのか。私自身は懸念している。皆様は、どうですか。

9番委員（京田 委員）

そうすると、事務量が増えるのは、当然決定事項が増えますので、あとは調査時の我々委員を含めて、いろんなものを、考査しなおさないと委員の今の体系で良いのか。農業委員として独立して、課長が言われた通り、責任がおもくなってきますので、そういった部分をどう考えているのか、方向として、持っておられるか。そこが分からないのですが。

局長（谷口 義美）

最寄りの長島町の話をしました。長島町の農業委員会の体制につきましては、専任の事務局長がいらっしゃいます。すべての案件に目を通して、チェックをしています。それから係長がいらっしゃいます。係長は、3条・4条・5条を一人で対応している。あと、職員が一人います。農業者年金あるいは農業新聞と基盤法。基盤法については、基本的に農林課の方が持っていて、農業委員会にかける際、その橋渡しの役割をするのが職員の方、もう一人の方は、臨時職員がいます。事務的な処理をやっているという、話でありました。案件につきましては、事務処理については、3条が61件、4条・5条併せて49件、阿久根市の状況を申し上げますと、事務局長は農政課長と兼務でございます。総会等については、私も説明を受けて、いるところです。

事務局次長については、総会の資料とか、皆様のかれこれ連絡調整をしてもらっている。予算の関係も含めて。職員の方につきましては、1人は農業者年金と農地法の4条・5条関係、もう一人は、基盤法と農業新聞等、

あと一人は、農地法の3条関係と、予算の差し引きになっています。ただ、私は、農政課長と兼務しております、農業専門指導員として、梶尾さんと新沢さんに来ていただいています。農業委員会の経験もあることから、農政の分と全体的に仕事をしていただくという判断のもとで、梶尾さんには特に、経験の少ない農業委員会職員の指導等も併せて指導していただいて席も農業委員会内に設置している状況でございます。件数的に長島より極端に多いとか、量の問題、あとのスキルの問題を含めてですけれども、最終的には責任を阿久根市の農業委員会が負う、ところではあります、いつの時点であるのかと考えると、職員の人事異動等を考えますと、今こそできるんじゃないのかとなりまして、去年は3年後を目途にと言う話をさしていただきましたけれども、実際ふたを開けてみますと、だれが何所に配置をされるというのは見えてこないところがございますので、今の状況だとすると、来年の異動もないでしょうから、上脇君の方もこの4月からは、常設農業委員会の会議の方にも毎月出席し、説明もしている。難しい案件につきましては、振興課ともやりとりしながら、今日の資料も大変すばらしい資料を作ってくれたなど、感心しているところであります。そういうところも含めて、人がする仕事ですので、いろいろと間違いもあるかと思いますが、お互いにフォローアップしながら進めていけばいいのかと思いますので、皆様方の御理解をお願いしたいと思います。

議長 （田嶋 輝男）

他にございませんか。

難しい問題ですけど、来年の4月以降、権限移譲を受けるということで、慎重に審議ください。

8番委員 （平田 委員）

私の聞いた範囲では、局長は、権限移譲を受けようとしているが、会長は、少し難しいのじゃないかと言う事ですか。

議長 （田嶋 輝男）

個人的な考えですけど、薩摩川内と出水市は、来年度権限移譲を受けないとしています。しかし、流れからして、せざるを得ないと考えています。

8番委員 （平田 委員）

それでは、局長は来年4月からと、説明をしているので、会長以下一体となって、そういう方向に進まないといけないと私は思う。

議長 （田嶋 輝男）

私は、ダメと言っているのではない。ただ、今の人員配置が、本当にこれで良いのかと言っているだけです。しわ寄せは相当なもので、局長は兼務ですので、常勤でないですので、そこを懸念して、権限移譲はどうか。

8番委員 （平田 委員）

職員配置については、市長部局が行うことで、ここで議論しても仕方がない。会長は、要望は出来ても、そのことについては、総務課ですること、農業委員が、職員について話しても、基本的にできない事になる。

議長 （田嶋 輝男）

市長部局にも、今後、話をしていくことにしたい。先ほど、副市長とも話をして、お願いもしてある。人事ですので、一概に要望通りにできるのか、難しいとは思いますが、お願いしていこうと私は考えています。

5番委員 （堂後 委員）

京田委員の方からもありましたが、農業委員としては、平田委員からもありましたが、その判断はできない。私が思うには、いずれは受けないといけないんだろうけど、それがいつなんだというのがあります。それを受けるとあたって今までと何が違うのと、ツールが新たに増えました。人が増えましたとなれば、安心感が生まれるかもしれませんが。今の説明で行きますと、人員は変わらない。やっていることも、今と同じ内容をそのま

まやっぺいらっしやる。本当にそこで、二重チェックであつたり、県がやっていたことを、阿久根市が取り入れられるかつて、本当に冷静に考えた時は、人が足りないんだろうとか、何かツールがいるんだろうとか、普通に農業委員としては不安に思うことである。さっきの3条の話ではありませんが、本人がやるというのを、嘘だろうとは言えない。事務局サイドで決定されて、やりますと言うようなことですので、平田委員もおっしゃる通り、協力して一致団結してやっていかなければと言う事だと思っております。

議長 (田嶋 輝男)

我々委員が、事務局に、まださらに、我々もレベルアップして協力していかなければならない状況になると考える。来年7月以降、適正化推進委員も配置されますので、この12名に加えて十数名になると思いますが、事務局も大変になってくると思うので、心配しているところであります。事務局は、もう止むを得ないと思っているはずですが。来年の4月の権限移譲受託を目標に、いろんな意味を含め、人事異動を含め市長部局にお願いはしていきたいと思いますが、それでよろしいですか。

議長 (田嶋 輝男)

他にございませんか。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、ほかにないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 10:59